

岩槻城跡を探る

第9調査室 城の外 さいたま市域と岩槻城

調査レポート②-4 太田窪と岩槻城 後編の上

相模國小田原城（神奈川県小田原市）を本拠に、関東の統一を進めた戦国大名・北条氏。その北条氏が1559年（永祿2年）、家臣たちに負担させる軍役などの基本台帳を作成しました。『小田原衆所領役帳』『北条家所領役帳』などと呼ばれている史料です（以下では、略称して「所領役帳」と表記します）。その中に、「千葉殿」という武士の所領として、「内野郷」（さいたま市西区内野本郷とその周辺）、「大窪村」（さいたま市桜区上大久保・下大久保）、「大多窪」（さいたま市緑区・南区太田窪）が掲げられています。

この1559年当時、岩槻城主太田資正はさいたま市の全域を支配下に収め、北条氏から「他国衆」と位置付けられていました。資正は、北条氏に服属してはいるものの、その支配領域（「岩付領」）に対しては、独立した権限が認められており、わずかな例外を除けば北条氏の一般の家臣の所領はそこにはありませんでした。その例外が、「千葉殿」の三つの所領です。このことを糸口に、戦国時代の岩槻城とさいたま市域との関わりをひもといていきます。

「前編」では、「千葉殿」の三つの所領が特異な例外であることを確認し、「中編」では、その例外たるゆえんを「千葉殿」のあり方から探りました。後編では、これまで見てきた領主の立場から村落へと視座を移して、岩槻城とさいたま市域との関わりを考えます。具体的には、「千葉殿」の三所領の中での太田窪を舞台に、現地に伝えられた古文書から見える岩槻城との関わりと「千葉殿」の痕跡とをたどっていきます。



「大田窪村千葉氏所蔵五通」

文化財見学会の記録から

明治末期から大正年間に文化財保護思潮が興隆し、地域における文化財の保存・顕彰や地域の歴史を解き明かす活動が盛んになりました。埼玉県においても、内務省からの文化財保護に関わる様々な調査に対応し、管下の郡、そして町村への下達の形で調査が進められ、小学校教員や町村役場吏員、地方名望家等を担い手とする郷土文化保全・顕彰活動が活性化していました。こうした動向を踏まえ、1929年(昭和4年)、埼玉郷土会が結成されました。同会では、埼玉地域の歴史や文化財に関わる研究成果を会誌『埼玉史談』に掲載するとともに、各地に残る史料や史跡等の見学会を開催し、研究成果と史料等所在情報の共有化が進められました。

この埼玉郷土会の見学会の記録の中に、「千葉殿」に関わる、とても重要な情報が記録されています。それは、会誌『埼玉史談』第6巻第5号に掲載された、「北足立郡尾間木村の史蹟」です(文献40)。この記事によれば、1935年(昭和10年)4月14日に行われた同会の例会は、尾間木村(当時。現在のさいたま市緑区の一部)の見学旅行がその内容で、中尾吉祥寺から駒形神社、大牧清泰寺、見沼通船堀などを巡見しました。その際、吉祥寺では、同寺が伝える什物に加えて、近隣で受け継がれてきた貴重な文物の陳列も行われました。その中に、浦和第四小学校が保管している古文書がありました。

浦和第四小学校は、1873年(明治6年)、太田窪村(当時)に開校した伝統校、太田窪学校、谷田小学校等と校名が変遷し、1932年(昭和7年)に当時の谷田村が浦和町に合併したのに伴い、浦和第四小学校と改称されました。現在のさいたま市立谷田小学校です。

浦和第四小学校が保管していたのは、旧太田窪村の千葉氏に伝来した古文書5通。戦国時代末期の天正10年代の古文書群でした。例会記の執筆者は、見学した全点の翻刻文を作成してくれており、編集者もその重要性を理解したからでしょう、例会記としては異例な長文となるのもいとわず、その全文を掲載してくれています。そのおかげで、見学した文書の内容を詳しく知ることができます。そしてそれらはいずれも戦国時代のもの。北条氏や岩槻城主が発行した文書でした。

この5通の文書は、現在は行方不明となっています。1935年までは原本が実在していたこと、文書を伝えたお宅の意向により地域の小学校で保管されていたこと。この記録からは、こうしたことを知ることができます。古文書の伝来と内容を伝えてくれたこの記録の重要性を御理解いただけたと思います。

実は、この5通の古文書は、既に江戸時代に詳細な記録が作成されていました。それは、江戸時代後期に江戸幕府が行った地誌編さん事業においてのことです。江戸幕府は、武蔵・相模等のお膝元の国々の地誌編さん事業に取組み、『新編武蔵風土記稿』『新編相模風土記稿』

など、国ごとに地誌を編さんしました。その編さんの過程で、各地に伝わる文物や伝承等の調査を詳細に行い、その内の古文書に関する調査成果は国ごとの古文書集として取りまとめられました。武蔵国分は『武州文書』です。5通の古文書は、当時の太田窪村（さいたま市南区・緑区。なお、この当時は「大田窪村」と表記されていましたが、以下では、史料の引用の場合以外、現行と同じ「太田窪村」に統一して表記します。）の村民千葉氏の所蔵文書として採録されています。

この作業では、伝存する古文書の文字情報を正確な写しとして記録されました。古文書を調査する場合、調査者の読み間違いや書き損じによって、古文書の内容が誤って記録されてしまう場合があります。いわゆる「くずし字」で記された古文書の読解には往々にして生じることです。だからこそ、原本が伝わり、原本によって文字を確認することが必要になるのですが、既に原本が失われてしまっていた場合には、確認のしようがありません。ところが、江戸幕府が作成した写しは、調査者が読み取ったものを文字に起こすのではなく、記された状態を正確に写し取ったものでした。原本そのものの状態、具体的には、使われた紙のことや、大きさ、折り方などの古文書の「もの」としての状態は記録されてはいないものの、記された内容については、原本に準ずる価値があります。

江戸幕府から明治政府に引き継がれたこうした文献類は、1930年代当時は国民に広く公開されていたわけではありません。『新編武蔵風土記稿』は明治時代に歴史資料としての重要性を理解した篤志家の努力によって活字翻刻されていました（文献41）が、先ほどの例会記執筆者は「誤読」が多いと苦言を呈しています。しかも、『新編武蔵風土記稿』では、この文書群は5通のうち、3通しか掲載されませんでした。5通全点を収録した『武州文書』に至ってははまだ活字化されていませんでしたから、地元伝来していた全5通を翻刻・紹介

表6 太田窪に伝わった文書群

No.	年	月	日	文書名	発給者	宛所	内容	埼玉県史 (文献 28)	浦和市史 (文献 42)	戦国遺文 (文献 43)
1	(1577年・天正5年) 丁丑	10	20	北条家印判状写	北条氏(当主)	大田窪千葉分	同領が年間に岩槻城に納めるべき篠の数量と負担者、篠生産の数の管理ルールを定める。	933	P520	1952
2	(1581年・天正9年) 辛巳	6	26	太田源五郎印判状写	太田源五郎(岩槻城主)	瀏江百姓中	瀏江郷へ太田資正が課していた陣夫について、現在の使役者の報告を求める。	1068	—	2242
3	(1581年・天正9年) 辛巳	6	26	太田源五郎印判状写	太田源五郎(岩槻城主)	大田窪千葉殿領百姓中	大田窪千葉殿領へ太田資正が課していた陣夫について、現在の使役者の報告を求める。	1067	P523	2243
4	(1587年・天正15年) 丁亥	10	18	北条氏房印判状写	北条氏房(岩槻城主)	たいたくほ千葉領百姓中	岩槻城の諸曲輪堀のうち2間2尺8寸分の修理を命じる。あわせて、修理後のメンテナンス担当も命じる。	1401	P539	3196
5	(1590年・天正18年) 庚寅	3	20	北条氏房印判状写	北条氏房(岩槻城主)	右衛門尉被官・名主・百姓中	領主右衛門尉の逃亡により離散した百姓・被官に対して、在所にもどり、城普請や作付を行うよう命じる。	1520	P545	3689

した「北足立郡尾間木村の史蹟」は非常に重要な業績ということが出来ます。

表6は5通の文書の一覧です。今日では、これらの文書の内容を翻刻した史料集がいくつも刊行されています。その代表的なものを表6の右側の三つの欄に掲げておきました。さらにありがたいことに、史料のデジタル配信が進んだおかげで、『新編武蔵風土記稿』も『武州文書』も、両者を所蔵する国立公文書館のホームページにアクセスすれば、同館のデジタルアーカイブで精細な画像を閲覧することができます (<https://www.digital.archives.go.jp/>)。様々な言説が飛び交う今日、過去の世界にアクセスする根本的な基盤である史料が公開・共有化されていることは、とても重要なことです。

「大田窪村千葉氏所蔵」文書の世界

「大田窪村千葉氏所蔵五通」の世界

No.1・3・4の宛先には「大田窪」「たいたくほ」・「千葉分」「千葉領」「千葉殿領」とあります。これらが「所領役帳」の「千葉殿」分所領に見える「大多窪」であることは明らかです。No.2の宛先の淵江はこれまでも幾度も言及して来た「所領役帳」の「千葉殿」分所領に見える「淵江」です。江戸時代後期、これらの文書は太田窪村の村民千葉氏の所蔵とされていたことは、さきほども述べました。こうした文書の伝来もあわせ考え、この5通の古文書群は「千葉殿」の所領に関わるものであると考えてよいでしょう。「内容」欄に概要を記しておきましたが、少し補足しておきましょう。

No.1は、太田窪の「千葉殿」知行分から毎年岩槻城に納める篠について、篠を採取する「藪」の藪主ごとに数量を定めています。2名の藪主のうち増戸内蔵助が20束、西泉坊が15束、合わせて35束を毎年納めることとされました。増戸内蔵助は村落の上層農民でしょうか。西泉坊は寺坊あるいは僧侶でしょう。同様の命令は井草細（谷）刑部左衛門分（比企郡川島町）にも発せられている（『戦国遺文』第1953号、文献43）ので、恐らくこの時、岩付領内の郷村が負担する戦略物資の供出システムが整備されたのでしょうか。また、領主や城に関することばかりでなく、当時の太田窪の地に暮らした人の名が記されている点でも貴重な史料です。なお、1567年（永禄10年）に岩槻城主太田氏資が戦死して太田氏が断絶すると、岩槻城は北条氏が接収し、北条一族の玉縄北条氏を城代としていました。岩付領に対する重要な命令は、北条氏から発令されていました。

No.2・3はこの時、岩付領に一斉に発令された陣夫調査命令です。太田資正が岩槻城主であったときに、宛先の郷村から徴発されていた陣夫を現在誰が使役しているか、現況を報告するよう求めています。この翌月、岩付衆の軍役改めが全面的に行われていますから、この陣夫調査は、太田源五郎が岩槻城主となったことに伴う軍事体制の整備の一環と考えられます。この太田源五郎は、北条氏政の子で、岩槻城主太田氏資の娘の誓となって太田家を継ぎ、1580年（天正8年）に岩槻城主となった人です（文献44）。

No.4は、上記の太田源五郎の弟の氏房が発行した文書。この氏房は、源五郎が1582年（天正10年）7月に亡くなったあと、岩槻城主となりました（なお、氏房は太田家を継がなかったため、「太田」を名乗らず、「北条」のままでした）。文書の内容は、岩槻城内の曲輪の塀の修理を命じたもの。これについては、のちほど改めて取り上げます。

No.5は、豊臣政権軍の関東侵攻を目前に控えた極限状態の中での事案です。豊臣秀吉が京都・聚楽第（じゅらくてい）を出陣したのは3月1日でしたが、その数日後には北条氏領国外延部のあちこちで豊臣勢の先遣隊と北条氏方との戦端が開かれていました。そうした中、右衛門尉（うえもんのじょう）という岩付衆の武士が逃亡（「欠落」）してしまいました。敵

前逃亡にもあたる右衛門尉の行為に、その被官はもちろんのこと、所領の名主や百姓までも村から逃げ出してしまいました。連帯責任による厳しい処断を恐れてのことでしょう。これに対して岩槻城主・北条氏房は、処罰はしないので、被官も含めて在所に戻り、城の普請や作付を行うよう、命じています。この右衛門尉を千葉氏あるいは千葉氏が太田窪の支配に当らせたとの伝承のある家臣の木内右衛門と理解し、ここから、「千葉殿」は北条氏が秀吉によって滅ぼされる直前に逃亡した、と考えられたこともありました。現在は、逃亡した右衛門尉は「千葉殿」とともに太田窪を知行していた別の武士と考えられるようになっています。「所領役帳」において太田窪での「千葉殿」の知行分はわずか1貫文でしたから、そこからうかがわれる他の知行者の実在を知ることができるわけです。

「千葉殿」の立場

これらの文書から、かつては、「千葉殿」は1580年代には岩槻城主の配下に組み込まれていた、と考えられていました。しかし、「中編の下」でも述べておいたように(24ページ)、この時期においても「千葉殿」は江戸衆としての活動が確認できます。したがって、「千葉殿」が岩付衆に編成替えされたとの理解は成り立たないことが明らかになりました(文献13)。「千葉殿」は岩槻城主の支配文書を受ける一方で、岩槻城主の統率は受けず、江戸城の統率下にある。これはどういうことでしょうか。

実は、五通の文書から「千葉殿」が岩槻城主の支配文書を受けたという理解を導くこと自体に問題があるのです。たとえば、No.3の宛先は「大田窪千葉殿領百姓中」となっています。宛先は「千葉殿」ではなく、「千葉殿」の所領の「百姓中」です。他の文書も同様に、「千葉殿」に対する命令ではなく、郷村に対する命令です。岩槻城主は、「千葉殿」に対する統率権を行使しているわけではなく、岩付領内の郷村に対する支配権を行使しているわけです。

北条氏家臣としての「千葉殿」の軍団への帰属(江戸衆か岩付衆か)や「千葉殿」の年貢收取等の所領支配とは別に、その所領が所在する支城領や北条領国全体に関わる重要な「役」については、岩付領を統括する岩槻城主が郷村を直接把握し、必要な措置を講じていたわけです。こうしたあり方は、数国にわたる領国を実力で形成した北条氏が、軍団の編成と領域の統治の仕組を整備する中で形作られたものです。No.2の瀏江は「千葉殿」の重要な所領でしたが、既に太田資正が岩槻城主であったときから、資正の差配による陣夫役が徴発されていたようです。資正が北条氏に服属し、強い独立性を保った岩付領支配を容認されていた段階で、軍団の編成と領域支配との調整が始まっていたことをうかがうことができます。そして、岩付領が北条氏領国に完全に包摂された段階で、北条氏が整備を進めた領国統治システムが岩付領にも本格的に導入されていたのでしょう。

岩槻城のメンテナンスと太田窪

「大田窪村千葉氏所蔵五通」の中には、岩槻城の維持管理に関わる興味深い仕組を伝えてくれる文書があります。それが先ほど内容の補足説明を保留しておいた、No.4です。

○丁亥（天正15年）10月18日 北条氏房印判状写

式間二尺八寸 塀

右、御当城諸曲輪塀破損付而、改而諸郷へ被 仰付候、来月五日ニ相集、奉行人如申可致之、何時も破損ニ付而ハ、請取候所、可致修覆之間、雑木立事、一円無用ニ候、如何にニも手堅可致之者也、仍如件、

丁亥（朱印、印文「心簡要」）
十月十八日

たいたくほ千葉領
百姓中

ここでは、岩槻城の曲輪の塀の破損箇所の修理を諸郷に命じることになったので、①来月5日に岩槻城に集まり、②工事監督（奉行人）の指示に従い持ち場を受け取り、③式間二尺八寸の長さ分を修理すること、さらに、④今回割り当てられた持ち場については、以後も太田窪千葉分が修理を担当すること、などが命じられています。

この時期、北条氏領国では、豊臣政権との対決に備えて総動員体制がとられ、拠点城郭の大改修も進められていました。岩槻城でも、城下町の外周を取り囲む外郭（大構、おおがまえ）の構築や新曲輪などの出丸の取立て、そして主郭部の大改修などが進められていました。そうしたさ中、城内の曲輪の塀が破損し、そしてこのあと述べるように、その箇所のメンテナンスの分担まで決められているのはどういうことなのか。随所で発生した塀の破損は、たとえ近く城郭の大改修が予定されていたとしても、城の防備を常に、蟻のはい出る隙間もないほど厳重に固めておかなければならない以上、当たり前のことだったのか。それとも、この1587年の時点では既に主郭部の大改修を終えていたので、大規模に破損が生じたのを機会に、その後のメンテナンスの分担までも決めたのか。岩槻城のプラン（かたち）の変遷を考える上でも、興味深い問いを投げかけてくれます。

式間二尺八寸は約4 m 4 8 cm 2 mm。実に細かく工事数量が定められていますが、これは対象となる郷村の役賦課対象貫高に対して、1貫文あたりの基準工事数量（長さ）をかけた（乗じた）結果でしょう。実際、この時の塀修理命令書は、「千葉殿」分の他に2件分、今日に伝えられているのですが、「井草伊達分／百姓中」宛ての命令では6間、「芝之内／内山弥右衛門尉殿／百姓中」では1間3尺1寸2分となっていて、対象となる郷村によってまちまちです。

どの村も均等に工区を分担せよ、とか、尺以下は四捨五入して間単位で工区を分担せよ、などとされたとしたら、郷村には不満が渦巻いたことでしょう。「うちの村より実入りの多いあの村の方が、短い工区を受け持っている」、「農閑期を選んで修理を命じて来たのだから不

承不承仰せに従うけど、もっと公平に工区を配分すべきだ」。こうした不満や不公平感を生じさせないために、統一した基準で工区を算出したのだと思います。各負担単位ごとに定められている貫高に対して基準値（工区の長さ）をかけたのでしょう。1寸はともあれ、2分（約6.06mm）まで分担する長さを示されたのでは、不公平感の生じる余地はなかったのではないのでしょうか。そうした細かな配慮もしながら、北条氏領国存亡の危機への備えが進められていたことを、ひとま



図2.4 岩槻城の堀に焼け落ちた竹の柵（戦国時代）
※『岩槻城樹木敷跡発掘調査報告書』（文献45）より

ずうかがうことができます。

そうはいっても、工事を分担する郷村の分担数量がまちまちであること、しかも工事は一斉に開始されたと考えられること（井草と芝の岩槻城への集合日限は太田窪と同じ来月5日です）は、同時に複数の施工チームが工事を進め、しかも施工範囲はチームによって長短まちまちであったことになります。仕上がった塀は、不均等な間隔で継目がいたるところにある状態となったのではないかと余計な心配をしたくなったりもします。

こうした心配は、老婆爺心から発する余計なお世話ではなく、実際に北条氏の直轄支配段階での岩槻城の改修においても、郷村単位で工区を割り振った結果、実際に随所に継目が生じ、そこから強度不足による損壊が頻発することが問題視されていました。その際にとられた対策は、郷村単位で工区を割り振り請け負わせるのではなく、郷村から集まった人夫を融合してチームを編成し、工事監督の一元的な監理のもと、工事を進めることでした。

こうした蓄積があるにもかかわらず、工区を細分し、郷村ごとに工事を請け負わせる方法を採用した一つの理由は、今回の工事は、土塁のような純然たる土木工事ではなく、塀という工作物の工事だったことにあるのではないのでしょうか。城の塀というと、多くの方は、漆黒の瓦にその天端を覆われ、狭間を要所に開きながらまばゆく連なる、白亜の白壁をイメージされるのではないのでしょうか。ところが、この時期の岩槻城の塀は、そうではありませんでした。岩槻城ばかりではなく、関東の戦国時代の城では、白亜の白壁よりも、竹や栗材などを活用した柵に近いものが主だったようです。そうであれば、細分された工区と工区の間継目の調整は比較的容易だったのでしょうか。

ただ、それ以上に大きな理由は、④とした、修理竣工後のメンテナンスを、今回分担した郷村に引き続き行わせることでした。日常の維持管理をきちんと行うことで設備の劣化を抑

え、それが、大きな負担を生じる大規模修理の発生率を低減し、ひいては郷村が堀の大規模修理役を賦課されることを回避することにつながる。大規模修理役に動員され、何人もの人手を何日間も使役されるよりも、年に何回か、少人数で担当個所を点検し、緩んだ縄を締め直したり、といったメンテナンスや小破修繕をこまめに行った方が、負担は少ない……。郷村側にとっても納得しやすい方法だったかもしれません。加えて、工事後の維持管理の責任を負うということは、今回の工事で手抜きをしたら、修繕の負担が自分たちにそのまま返ってきてしまうこととなります。今回の堀工事をきっちり仕上げる上でも大きな効果があったのではないのでしょうか。

維持管理とセットで城郭の普請を郷村に割り当てる方式は、北条氏の領国内で広く採用され、「末代請切普請（まつだいうけきりふしん）」などと呼ばれています。中世史家の藤木久志さんは、北条領国の諸城にみられる普請史料を丹念に読み解き、「末代請切普請」の具体的なあり方を明らかにしました（文献46）。越後上杉氏の侵攻など、北条領国が大きな危機に見舞われていた永禄年間、この「末代請切普請」による城郭メンテナンスシステムが積極的に導入されたといえます。その上で、敵方の侵攻を受けると、略奪や人取り（人身売買）の苛烈な戦禍に蹂躪される厳しい現実のもと、戦国時代の城郭は、領域の村びとたちの避難所としての役割を果たしていたことを示し、郷村の分担による城のメンテナンスもそうした関係によって郷村によって受け入れられていたことを説きました。領主は領域を防衛するとともに、緊急時には領民を城郭に避難させて安全を保障する責務を有し、領民も自分たちの安全を守る場との意識をもちつつ、安全保障に不可欠な負担として、城のメンテナンスの負担を受け入れていた……。領主と領民が一種の双務的關係のもと、苛烈な戦乱の世における安全保障の場として城郭を維持していた、ということでしょう。

実際、岩槻城主はことあるごとに「安穩」を掲げ、岩槻城の大改修によって創出した巨大な空間・大構の内部を岩槻城主による「安穩」の象徴としていました。1590年（天正18年）の豊臣政権による関東侵攻の際には、芝郷（川口市）の長徳寺住持は法友の臨濟宗寺院住持たちとともに岩槻城内に避難していたことも知られており、岩槻城が領内の「避難所」として機能したことも事実でしょう。とはいえ、城主と深く結びついた高僧などは避難できても、岩付領全域の領民すべての避難を受け入れるのは到底不可能なこと。また、家臣の家族は大構内への避難が強制されたようですが、領民が岩槻城への避難を選択するかどうかは、領民の判断次第。それどころか、豊臣勢による岩槻城総攻撃を前に、自ら進んで豊臣勢に加担した岩付領の人々もいました。

こうしてみると、岩槻城が領民すべての「避難所」であるというのは、城主・領民で共有されていた理念であるとしても、現実には機能しない幻想であったといえそうです。城主にとっては、民を安んじさせるという、統治者としての理念であり、統一政権との対決という切迫した状況でひたすら強化を続ける戦時体制に領民を取り込む言説、これが城主による「安穩」であり、岩槻城「避難所」観だったのではないのでしょうか。

岩槻城と太田窪とは直線距離にしておよそ11.1km。年に数度、メンテナンス担当箇

所として割り振られた城内の堀の保守に赴く太田窪「千葉殿」領の人々は、恐らく「右衛門尉」領や他にもいたかもしれない太田窪の所領をもっていた岩付衆領の人々と連れ立って岩槻城への道を歩んだのでしょうか。その道すがら、そして城内で、彼らは何を目にし、何を思ったのでしょうか。

第二次世界大戦前まで伝えられていた「千葉殿」領に関わる5通の古文書。ここでは一通一通を丁寧に読み解くことはしませんでした。岩付領に孤島のように点在していた「千葉殿」領の戦国時代末期の様子を断片的ながらも具体的に垣間見せてくれています。太田窪のような史料が伝わらなかった「千葉殿」領内野郷や大窪村にも太田窪と同様の負担が課せられていたはず。少し踏み込んでみた岩槻城の堀のメンテナンスは、それら2所領は太田窪以上の範囲を割り当てられていたはず。そしてそれは、領主と個々の領主を家臣等の軍団に編成している領域支配者（岩槻城主）が異なる「千葉殿」領ばかりでなく、他の岩付領においても同様だったでしょう。戦国時代に岩付領に属していたさいたま市域の人々が共通して直面していたことだったでしょう。

本来はもっとたくさんの古文書が作成され、伝えられていたのですが、江戸時代後期の段階で大切に保管されていた5通が江戸幕府の事業により詳細に記録され、それが江戸幕府の瓦解や未曾有の大災害、そして戦禍を乗り越え、関係者の努力によって今日に伝えられてきました。精度の高い記録ばかりでなく、第二次世界大戦前の頃までは、実物が伝えられていたことも、地域の歴史を史料に基いて解き明かそうとする活動の中で記録され、公開されていました。その後、惜しくも5通の古文書の行方はわからなくなりましたが、文書作成に使用された紙や紙の使い方をはじめ、もっと多くのことを知ることができたはずです。

記録を作成し、それを継承すること、そして何よりも、実物をきちんと保存し伝えていくことは、とても大切なことだと思います。このことを改めて確認し、ひとまず「大田窪村千葉氏五通」の世界の逍遥を終えます。次には、その舞台でもある太田窪の現地に伝わる「千葉殿」の時代のよすがを訪ねてみることにします。

おもな文献

- ・ 文献番号、執筆者、書名または論考名、(掲載書)、発行者、刊行年の順で紹介します。
- ・ 文献番号と書名を太字にしたものは、さいたま市立図書館が収蔵している図書です。所蔵館は、さいたま市図書館ホームページにて御確認ください。

- 2 峰岸純夫 『中世災害・戦乱の社会史』 吉川弘文館 2001年
- 3 加増啓二 「武蔵千葉氏の末裔－埼玉県浦和市太田窪の千葉家とその旧蔵文書の検討を中心－」 『埼玉地方史』 第23号 1988年
- 4 黒田基樹 『扇谷上杉氏と太田道灌』 岩田書院 2004年
- 5 湯山 学 『関東上杉氏の研究』 (湯山学中世史論集1) 岩田書院 2009年
- 6 加増啓二 『戦国期東武蔵の戦乱と信仰』 岩田書院 2013年
- 7 板橋区立郷土資料館 『武蔵千葉氏』 (特別展図録) 同館 2015年
- 8 黒田基樹 『戦国期関東動乱と大名・国衆』 (戎光祥研究叢書第18巻) 戎光祥出版 2020年
- 9 足立区立郷土博物館 『戦国足立の三国志－宮城氏・舎人氏・武蔵千葉氏－』 (企画展図録) 同館 2019年
- 10 北区史編纂調査会 『北区史 通史編 中世』 東京都北区 1996年
- 11 湯山 学 『三浦氏・後北条氏の研究』 (湯山学中世史論集2) 岩田書院 2009年
- 12 盛本昌広 「戦国前期六浦における扇谷上杉氏家臣の動向」 黒田基樹編『扇谷上杉氏』 (シリーズ・中世関東武士の研究 第5巻) 戎光祥出版 2012年
- 13 黒田基樹 『戦国大名領国の支配構造』 岩田書院 1997年
- 14 梶原正昭 (校注) 『義経記』 (新編日本古典文学全集 62) 小学館 2000年
- 15 板橋区史編さん調査会 『板橋区史 通史編 上巻』 東京都板橋区 1998年
- 16 埼玉県教育委員会 『埼玉県史料叢書 11 古代・中世新出重要史料一』 埼玉県 2011年
- 17 北区史編纂調査会 『北区史 資料編 古代中世1』 東京都北区 1994年
- 18 家永遵嗣 『室町幕府将軍権力の研究』 (東京大学日本史学研究叢書 1) 東京大学日本史学研究室 1995年
- 19 杉山一弥 『室町幕府の東国政策』 思文閣出版 2014年
- 20 静岡県 『静岡県史 通史編2 中世』 同 1997年
- 21 長塚 孝 「武蔵原氏と上足立郡」 『埼玉地方史』 第71号 埼玉地方史研究会 2015年
- 22 山田邦明 『鎌倉府と関東』 校倉書房 1995年
- 23 埼玉県教育委員会 『埼玉の館城跡』 同 1968年 (1987年国書刊行会より復刊)
- 24 湯山 学 『鎌倉府の研究』 (湯山学中世史論集4) 岩田書院 2011年
- 25 浦和市史編さん室 『浦和市史 通史編I』 浦和市 1987年
- 26 川口市 『川口市史 近世資料編III』 同 1983年
- 27 「角川日本地名大辞典」編纂委員会 (編) 『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』 角川書店 1980年
- 28 埼玉県 『新編埼玉県史 資料編6 中世2』 同 1980年
- 29 浦和市史編さん室 『浦和市史 第二巻 古代中世史料編II』 浦和市 1983年

- 30 長塚 孝 「中世後期の葛西城・葛西地域をめぐる政治状況」 葛飾区遺跡調査会『葛西城址XIII 第3分冊』(葛飾区遺跡調査会報告書第5集) 同会 1989年
- 31 蕨市 『新修蕨市史 通史編』 同 1995年
- 32 杉山博他(編) 『戦国遺文 後北条氏編 第一巻』 東京堂出版 1989年
- 33 杉山 博 「戦国期の足立」(例会報告要旨・第85回報告)『戦国史研究』第14号 戦国史研究会 1987年
- 34 勝俣鎮夫 「かんにんぶん 堪忍分」 国史大辞典編修委員会編『国史大辞典 第3巻(か)』 吉川弘文館 1983年
- 35 高木昭作 「堪忍分 かんにんぶん」『日本史大辞典 第2巻 か〜け』 平凡社 1993年
- 36 室町時代語辞典編修委員会 「かんにんぶん【堪忍分】」 『時代別国語大辞典 室町時代編二』 三省堂 1989年
- 37 土井忠生他編訳 『邦訳日葡辞書』 岩波書店 1980年
- 38 黒川真道編 『室町殿物語・足利治乱記・異本小田原記』(国史叢書) 国史研究会 1914年 ※国立国会図書館デジタルコレクション
- 39 戸谷穂高 「小田原合戦と葛西」 葛飾区郷土と天文の博物館編『平成十九年度特別展 関東戦乱』 同館 2007年
- 40 山本一信 「北足立郡尾間木村の史蹟」 『埼玉史談』第6巻第5号 埼玉郷土会 1935年
- 41 重田正夫他編 『『新編武蔵風土記稿』を読む』 さきたま出版会 2015年
- 42 浦和市史編さん室 『浦和市史 第二巻 古代中世史料編I』 浦和市 1977年
- 43 杉山博他編 『戦国遺文 後北条氏編 第三巻』 東京堂出版 1991年
同 『戦国遺文 後北条氏編 第四巻』 東京堂出版 1992年
同 『戦国遺文 後北条氏編 第五巻』 東京堂出版 1993年
- 44 黒田基樹 『戦国大名北条氏の領国支配』 岩田書院 1995年
- 45 岩槻市遺跡調査会 『岩槻城樹木屋敷跡発掘調査報告書』 同会 1993年
- 46 藤木久志 『城と隠物の戦国誌』 筑摩書房 2021年